

掛川市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第74条第2項において準用する同法第72条第1項の規定により次のとおり公聴会を開催するので、掛川市建築基準法の規定による公開による意見の聴取に関する規則（平成19年掛川市規則第35号）第2条第2項に基づき公告する。

令和5年9月25日

掛川市長 久保田 崇

1 公聴会の目的

掛川オレゴンビレッジ建築協定の変更に伴う意見の聴取を行うため

2 日時

令和5年10月31日（火）午後1時30分

3 場所

掛川市役所 4階会議室6